

介護支援専門員研修受講支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく介護支援専門員研修受講支援事業について、必要な事項を定める。

2 事業の目的

介護を必要とする高齢者が増加する中、多様化する介護ニーズに対応し、質の高い介護サービスを提供するため必要不可欠である介護支援専門員の法定研修の受講料の負担軽減に資する。

3 事業の内容

事業の実施主体については、市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。）とする。

4 対象経費

事業の対象経費については、次のとおりとする。

介護施設・事業所が負担する、従業者である介護支援専門員の法定研修に係る受講料に対し行う助成。（受講料以外の費用（資料代及び旅費等）は対象外）

なお、実施主体である市町村は別途交付要綱等を整備し、介護施設・事業所に助成する必要がある。

5 対象となる研修

上記4に規定する法定研修とは、愛知県内で実施する介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る資格取得又は有効期間の更新に係る研修に限る。

6 その他

その他事項については、次のとおりとする。

(1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。

(2) 本要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日に施行し、令和7年4月1日から適用する。